

令和５年度 通関士本試験

通関書類の作成要領その他通関手続の実務

解答・解説

※この解答は、令和５年７月１日施行法令に基づき作成しています。

〈令和5年度 通関実務 解答&難易度〉

《配点》

輸出申告書（選択式・計算式）	第1問	5点
輸入申告書（選択式・計算式）	第2問	15点
選択式	第3問～第7問（各2点）	10点
計算式	第8問～第12問（各2点）	10点
択一式	第13問～第17問（各1点）	5点
合計		45点

【輸出申告書】 5点

問	正 解	ランク
第1問	(a) ④	A
	(b) ⑥	
	(c) ⑫	
	(d) ⑩	
	(e) ②	

【輸入申告書】 15点

問	正 解	ランク
第2問	(a) ⑩	A
	(b) ⑤	
	(c) ④	
	(d) ⑥	
	(e) ⑭	
	(f) 2835000	
	(g) 1437800	
	(h) 1260000	
	(i) 0186200	
	(j) 0158900	

【選択式】 10点（2点×5問（解答のすべてが正解した場合のみ））

問	項 目	正 解	ランク
第3問	輸入通関	1, 3	C
第4問	関税率表解釈通則	1, 4, 5	B
第5問	関税率表の所属の決定	1, 5	C
第6問	原産地の認定（経済連携協定）	1, 2, 4	A
第7問	原産地の認定（特惠関税制度）	2, 4, 5	A

【計算式】 10点（2点×5問）

問	項 目	正 解	ランク
第8問	過少申告加算税額の計算	0022000	A
第9問	関税額の計算	0263800	A
第10問	課税価格の計算	2540000	A
第11問	課税価格の計算	2705000	B
第12問	課税価格の計算	3750000	A

【択一式】 5点（1点×5問）

問	項 目	正 解	ランク
第13問	輸出通関	4	C
第14問	関税率表の所属の決定	2	B
第15問	関税率表上の分類	4	B
第16問	関税率表上の分類	5	A
第17問	原産地の認定（経済連携協定）	2	A

A：できてほしい問題

B：中間レベルの問題

C：難易度の高い問題

【選択式・計算式】

第1問 正解 (a)－④ (b)－⑥ (c)－⑫ (d)－⑩ (e)－②

1 為替レート

令和5.9.10～令和5.9.16までのレートを適用し、\$ 1 = ¥140.00となる。

2 統計品目番号は、次のようになる。仕入書上に記載はないが、解説の便宜のため(1)～(6)までの番号を付する。

(1) アノラック：6202.40-0002

問題文8より、男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することはできないため、62類注9より、女子用の衣類として分類し、関税率表解説（抜粋）54類I(5)より、Polyester（ポリエステル）は人造繊維であるので、上記の番号に分類する。なお、問題文8の54.07項の織物から製品にしたものであるとの記載から、62.10項には分類されない。

(2) 防水加工した女性用アノラック：6210.30-0003

問題文9に、59.03項の織物類から製品にしたものであるとの記載があり、62.02項（女子用アノラック）及び62.10項（59.03項の織物類から製品にしたもの）に同時に属するとみられるが、62類注6により、62.10項に属する。62.02項のものと同一種類のものであるので、上記の番号に分類する。

(3) 女性用ショール：6214.20-0005

仕入書より、子羊の毛（Lambs Wool）25%、綿（52類）30%、ナイロン（54又は55類）30%、アルパカの毛10%、アンゴラやぎの毛（Angora Goats）5%からなり、51類注1(a)、(b)より、子羊は羊毛、アルパカとアンゴラやぎの毛は織獣毛であり、羊毛・織獣毛（51類）の合計が40%で最大の重量を占めるので、上記の番号に分類する。

(4) 男性用シャツ（綿製）：6205.20-0002

(5) 男性用綿製Tシャツ：6109.10-9005

Knittedの記載から61類に分類し、品名、材質から6109.10に分類する。「異なる色の糸から成るもの又はなせんしたもの」との表記がないので、上記の番号に分類する。

(6) ネクタイ：6117.80-0006

Knittedの記載から61類に分類し、関税率表解説（抜粋）61.17項の記載より、61.17項に属する。ショール、マフラー等ではないので上記の番号に分類する。

※問題文7より、仕入書に特に記載がなければ、メリヤス編み又はクロセ編み（61類）に該当しないものとして分類する。

※価格について

仕入書上、各貨物の価格は、C F Rとなっている。

仕入書に含まれている、問題文6のイ（輸出者の工場から輸出港に到着するまでの運送に要する運賃）6%とロ（輸出港における貨物の船積みに要する費用）4%はそのままとし、ハ（輸出港から輸入港に到着するまでの海上運送に要する運賃）8%は輸出港において船積みした後の費用であるので、これを控除してF O B価格を算出する。

仕入書価格（C F R） $\times 92\%$ （0.92）＝輸出申告価格（F O B）となるので、仕入書価格＝輸出申告価格 $\div 0.92$ となる。

$200,000\text{円} \div 0.92 \div 140 = \$1,552.8\cdots$ 以下の貨物は20万円以下となる。

貨物(2)と(4)は品目番号が異なるが、20万円以下となるので、問題文の指示により一括し、これらのうち価格の最も大きい(2)の統計品目番号で一括させ、10桁目は「X」となる。

問題文4の記載から、統計品目番号が異なる20万円以下のものを取りまとめた合計額を含め、申告価格が大きいものから順にまとめると、以下の通りとなる。

- (a)－貨物(6) →④
- (b)－貨物(1) →⑥
- (c)－貨物(3) →⑫
- (d)－貨物(2), (4) →⑩
- (e)－貨物(5) →②

第2問 正解 (a)－⑩ (b)－⑤ (c)－④ (d)－⑥ (e)－⑭
(f)－2835000 (g)－1437800 (h)－1260000 (i)－0186200
(j)－0158900

1 為替レート

令和5.9.10～令和5.9.16までのレートを適用し、US\$1＝¥140.00となる。

2 統計品目番号は、次のようになる。仕入書上に記載はないが、解説の便宜のため(1)～(6)までの番号を付する。

(1) 冷凍フォアグラ（がちょうの脂肪質の肝臓）：0207.55-1002

仕入書の英語名から、がちょうの脂肪質の肝臓であり、**冷凍**のものであるので、0207.53項ではなく、上記の番号に分類する。

(2)ソーセージケーシング用の冷凍した豚の腸：0504.00-0114

(3) い貝（冷凍したもの）：0307.32-0005

問題文9から、開殻のために必要な熱湯処理後に凍結したものであり、**関税率表解説（抜粋）第3類総説**の記載「軟体動物で、開殻のためや輸送又は凍結に先立つ安定化のために必要な熱湯処理その他の熱衝撃（heat shock）のみを施したものは、調理したものとはみなされず、この類に属する」から、**第3類**に属し、仕入書の記載からミュティルス属のもので冷凍したものであるので、上記の番号に分類する。

(4) 凍結乾燥したラズベリー：0813.40-0103

第1部注2より、凍結乾燥したものは乾燥した物品に含まれるので、**乾燥果実**として08.13項に分類される。

(5) 冷凍したブルーベリー（砂糖を加えていないもの）：0811.90-2302

(6) 冷凍した黒トリフ：0710.80-0904

3 申告価格等

(1)のフォアグラについて、問題文8より、輸入者（買手）は、本邦にあるA社とライセンス契約を締結し、フォアグラにA社が商標権を保有する商標を付して国内で販売を行う権利の許諾を得ており、当該商標権の使用に伴う対価としてA社にフォアグラの仕入書価格の10%を支払っているが、**輸入者（買手）と輸出者（売手）の間には、当該対価の支払いについての取決めはなく、買手により直接または間接に支払われるものではないため、課税価格に加算しない。**

(3)のい貝について、問題文10より、輸入者（買手）と輸出者（売手）の**双方を代理**して、その受注、発注、交渉等、当該輸入取引の成立のための業務を行うB社に対して、買手は、仕入書価格とは別に、当該業務の対価として520米ドルの手数料を支払っている。B社の業務は輸入貨物に係る輸入取引に関するものであり、また手数料を受領する者が一つの輸入取引に関し売手と買手の双方を代理している場合には、当該手数料は**買付手数料に該当しないため、520米ドルは課税価格に加算する。**

(6)の黒トリフについて、問題文11より、輸入者（買手）は、その梱包に使用する**小売用の箱を輸出者（売手）に無償で提供**しており、仕入書価格とは別に、当該小売用の箱の提供に要する費用として250米ドルを負担しており、**課税価格に加算する。**

各欄ごとの貨物の価格は、次のようになる。

(f)…貨物(6) : $(\$20,000 + \$250) \times \yen140 = \yen2,835,000$

(g)…貨物(3) : $(\$9,750 + \$520) \times 140\text{円} = \yen1,437,800$

(h)…貨物(1) : $\$9,000 \times \yen140 = \yen1,260,000$

(i)…貨物(2) : $\$1,330 \times \yen140 = \yen186,200$

(j)…貨物(4), (5) : $(\$435 + \$700) \times \yen140 = \yen158,900$

貨物(2), (4), (5)は20万円以下となるが、(2)の税率は無税、(4)の税率は9%（協定）、(5)の税率は6%（協定）で、問題文2により、有税と無税で分け、(4)と(5)については問題文の指示により**関税率が高い(4)の番号で一括し、10桁目は「X」とする。無税品と有税品のうち、価格の大きい(2)を(d)欄に入力する。**

【選択式】

第3問 正解 1, 3

- 1 ○ 本邦に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有しない個人が貨物を本邦に輸入しようとする場合には、税関関係手続及びこれに関する事項を処理させるための**税関事務管理人を定めた上で**、関税法の規定に基づく**輸入の手続を行わなければならない**（関税法95条1項）。
- 2 × 原産地についての表示がされていない外国貨物について、輸入の許可を受けることができない旨の**規定はない**。
- 3 ○ 関税法73条1項の規定による輸入の許可前における貨物の引取りの承認に係る申請があった場合に、輸入貨物である原料の在庫がなく工場の操業等に支障をきたすために、その申請者において特に輸入貨物の引取りを急ぐ理由があると認められるときは、**税関長は当該承認をすることができることとされている**（関税法基本通達73-3-2(2)ホ）。
- 4 × 輸入しようとする貨物について地域的な包括的経済連携協定（R C E P 協定）における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けようとする場合には、**当該貨物がその種類又は形状によりその原産地が明らかであると税関長が認めたものである場合には**、当該協定の規定に基づく締約国原産地証明書又は締約国原産品申告書を税関長に**提出する必要はない**（関税法施行令61条1項2号イ）。
- 5 × 輸入しようとする貨物について予備審査制に基づく予備申告がされた場合には、当該貨物が**保税地域に搬入される前**であっても、税関長は、輸入者に対し、当該貨物に係る**税関検査の要否を通知することができる**（予備審査制について蔵関251号3(3)）。

第4問 正解 1, 4, 5

乳児の皮膚及び頭髮を洗うためのシャンプージェルであって、水、有機界面活性剤、塩化ナトリウム、香料、くえん酸、ブチレングリコール、植物エキス及び賦形剤を含有する物品（小売用の500ミリリットルの瓶入りにしたもの。）を、シャンプーとして第3305.10号に分類した。

34類注1に、「この類には、次の物品を含まない。（c）せっけんその他有機界面活性剤を含有するシャンプー、歯磨き、ひげそりクリーム、ひげそりフォーム及び浴用の調製品（第33.05項から第33.07項まで参照）」との記載があり、この規定を適用しているので、肢5が該当する。

また、号の規定に従うのは**通則6**によるので肢4が該当し、さらに類の注に従うことと、号の前に項の規定に従うことは、**通則1**にもよるので肢1も該当する。

したがって、解答は1, 4, 5となる。

第5問 正解 1, 5

関税率表25類に属するものを○、属さないものを×とする。

- 1 ○ 食卓塩は、25類に属する（25.01項）。
- 2 × 人造コランダムは、28類に属する（28.18項）。
- 3 × 図画用のチョークは、96類に属する（96.09項）。
- 4 × ダイヤモンドは、71類に属する（71.02項）。
- 5 ○ 天然黒鉛は、25類に属する（25.04項）。

第6問 正解 1, 2, 4

当該協定の締約国（X国）の原産品となるものを○、ならないものを×とする。

- 1 ○ X国の原産材料ではない原材料A, B, C, Dの合計価格は、下表2より1,800円であり、これが「原産品の要件」の公式にあるVNMとなる。この公式にあてはめると、 $4,000円（FOB価格） - 1,800円（VNM） / 4,000円 \times 100 = 55\%$ となり、「原産材料の割合が50%以上のものは、当該締約国の原産品とする」という要件を満たすので、X国の原産品となる。
- 2 ○ X国の原産材料であるかないかが不明な原材料は、原産地規則により、非原産材料に含まれる。X国の原産材料であるかないかが不明な原材料A, D, Eの合計価格は、下表2より1,900円（VNM）であり、肢1と同様に公式にあてはめると、 $4,000円 - 1,900円 / 4,000円 \times 100 = 52.5\%$ となり、「原産材料の割合が50%以上のものは、当該締約国の原産品とする」という要件を満たすので、X国の原産品となる。
- 3 × X国の原産材料ではない原材料B, C, D, Eの合計価格は、下表2より2,500円（VNM）であり、肢1と同様に公式にあてはめると、 $4,000円 - 2,500円 / 4,000円 \times 100 = 37.5\%$ となり、「原産材料の割合が50%以上のものは、当該締約国の原産品とする」という要件を満たさないので、X国の原産品とはならない。
- 4 ○ X国の原産材料ではない原材料Bと、X国の原産材料であるかないかが不明な原材料C, Eの合計価格は、下表2より1,900円（VNM）となる。この公式にあてはめると、 $4,000円（FOB価格） - 1,900円（VNM） / 4,000円 \times 100 = 52.5\%$ となり、「原産材料の割合が50%以上のものは、当該締約国の原産品とする」という要件を満たすので、X国の原産品となる。
- 5 × X国の原産材料ではない原材料C, Dと、X国の原産材料であるかないかが不明な原材料A, Eの合計価格は、下表2より2,600円（VNM）となる。この公式にあてはめると、 $4,000円（FOB価格） - 2,600円（VNM） / 4,000円 \times 100 = 35\%$ となり、「原産材料の割合が50%以上のものは、当該締約国の原産品とする」という要件を満たさないので、X国の原産品とはならない。

第7問 正解 2, 4, 5

特恵受益国における**完全生産品に該当するものを○**，該当しないものを×とする。

- 1 × 特恵受益国等以外の国の船舶により公海で採捕され，特恵受益国等であるA国で水揚げされたサーモンは，特恵受益国における**完全生産品に該当しない**。
- 2 ○ 特恵受益国等であるA国の船舶により公海で採捕されたサーモンを，A国において冷凍保存したものは，特恵受益国における**完全生産品に該当する**（暫定措置法施行規則8条6号）。
- 3 × 特恵受益国等であるA国で製造された機械を用いて，特恵受益国等以外の国において採掘され，A国に輸出された鉄鉱石は，特恵受益国における**完全生産品に該当しない**。
- 4 ○ 特恵受益国等以外の国で生産された金属材料を用いて，特恵受益国等であるA国において 金型を製造した際に生じた金属の削りくずは，特恵受益国における**完全生産品に該当する**（8条9号）。
- 5 ○ 特恵受益国等以外の国において生まれ，かつ，成育した牛から，特恵受益国等であるA国において得られた牛乳は，特恵受益国における**完全生産品に該当する**（8条4号）。

第8問 正解 0022000

（1）関税額の計算

修正申告前（輸入（納税）申告時）の関税額

$$3,745,000\text{円（千円未満切捨て）} \times 7.3\% = 273,385\text{円} \\ \rightarrow 273,300\text{円（百円未満切捨て）}$$

修正申告時の関税額

$$6,174,000\text{円（千円未満切捨て）} \times 8.1\% = 500,094\text{円} \\ \rightarrow 500,000\text{円（百円未満切捨て）}$$

納付すべき税額

$$500,000\text{円} - 273,300\text{円} = 226,700\text{円}$$

（2）過少申告加算税の計算

税関による関税についての調査に基づく指摘による修正申告であるので、過少申告加算税率は10%となる。

$$220,000\text{円（一万円未満切捨て）} \times 10\% = 22,000\text{円}$$

過少申告加算税は22,000円となる。

第9問 正解 0263800

税関長の承認を受けて保税蔵置場に置かれた外国貨物で、輸入申告がされた後輸入許可前引取承認がされる前に当該貨物に適用される法令の改正があったものについては、当該引取承認の日の法令が適用される（関税法5条2号）。

6,944,000円（千円未満切捨て） $\times 3.8\% = 263,872$ 円

→263,800円（百円未満切捨て）

第10問 正解 2540000

- 1 当該輸入貨物は、無償の貨物であるため、輸入取引によるものではなく、原則的決定方法により課税価格を決定することができない。したがって、同種の貨物に係る取引価格による課税価格の決定方法により、課税価格を計算する（定率法4条の2第1項）。
- 2 同種または類似の貨物に係る取引価格の適用の優先順位（2イ、ロ、ハ、ニ、ホ）

同種の貨物に係る取引価格が類似の貨物に係る取引価格に対して優先する（定率法4条の2第1項）。

また、輸入貨物の生産者が生産した同種の貨物に係る取引価格が2以上あるときは、それらの取引価格のうち、最小のものが優先する（施行令1条の10第2項）。

したがって、ハの単価5,000円/台とホの単価6,000円を比較し、価格が最小であるハの単価5,000円/台を計算の基礎とする。

5,000円 $\times 500$ 台=2,500,000円

- 2 本邦までの運送に要する保険料（3）……加算する（40,000円を加算）

損害がなかった場合に払い戻される保険料については、その額を控除して計算する。

70,000円 $- 30,000$ 円=40,000円を加算する。

以上より、課税価格は次のようになる。

2,500,000円+40,000円=2,540,000円

第11問 正解 2705000

1 契約価格（E X W価格）（2イ，ロ）

単価45円/kg×55,000kg=2,475,000円を課税価格の計算の基礎とする。

2 変質した貨物（2ハ，4）について

Mが検査をYに依頼したところ，1,550kgが変質していたが，変質の割合は契約数量55,000kgの3%以内であるので，値引きやクレームの対象とはならない。

3 検査費用（5）……加算しない

M（買手）が自己のために検査機関に依頼して行なった検査の費用で，M（買手）が負担したものは，課税価格に加算しない（基本通達4-2の3(2)）。

4 Xの工場から輸出港までの運送費用（6イ）……加算する（20,000円を加算）

5 輸出港から輸入港までの運送費用（6ロ）……加算する（210,000円を加算）

6 輸入港における船卸しの費用（6ハ）……加算しない

7 輸入港からMの倉庫までの運送費用（6ニ）……加算しない

以上より，課税価格は次のようになる。

2,475,000円+20,000円+210,000円=2,705,000円

第12問 正解 3750000

1 契約価格（C I F 価格）（1，2）

単価22,000円×150個＝3,300,000円を課税価格の計算の基礎とする。

2 特許権の使用に伴う対価として支払う一時金（4）……加算する（150,000円を加算）

家庭用電気機器に係る特許権の使用に伴う対価として支払う一時金900,000円は、契約した900個分のものであるので、

$900,000円 \times 150個 / 900個 = 150,000円$ を加算する。

3 特許権使用料（4）……不算入

家庭用電気機器の特許権使用料（1個当たり150円）は、加算要素に該当するが、すでに契約価格に含まれているため、算入しない。

4 特殊な包装に要する費用（5）……加算する（300,000円を加算する）

$2,000円 \times 150個 = 300,000円$ を加算する

以上より、課税価格は次のようになる。

$3,300,000円 + 150,000円 + 300,000円 = 3,750,000円$

【択一式】

第13問 正解 4

- 1 × 航空機を輸出する場合において、外国における引渡しのため回航されるものについては、**その回航のため初めて本邦を出発する時**が輸出の具体的な時期となる（関税法基本通達2-5(1)）。
- 2 × 通関業者が輸出申告の前にその輸出貨物の内容を点検して作成した「内容点検確認書」を輸出申告に際し添付したときは、税関長は、**審査・検査の参考とする**（67-1-6）。現品検査が省略されるわけではない。
- 3 × ふ中扱いに係る貨物についての関税法67条に規定する検査及び輸出の許可は、**当該貨物のはしけへの積載が完了した後に行うものとする**（67の2-3(2)）。
- 4 ○ 輸出の許可後に貨物の価格を変更しようとする場合（数量の変更に伴い価格を変更しようとする場合を除く。）において、**輸出申告書に記載した価格が20万円未満であり、かつ、本来輸出申告書に記載すべきであった価格が20万円未満であるときは、税関長は、輸出申告書に記載した貨物の価格の訂正を省略させることができることとされている**（67-1-14(3)）。
- 5 × 関税定率法17条1項1号の規定により再輸出免税の適用を受けて輸入された加工材料を輸入後に加工した貨物について、当該加工材料の輸入の許可の日から1年以内に輸出しようとする者は、税関長の承認を受けることにより、その輸出申告の際に、その輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書について税関長への提出を省略することができる旨の**規定はない**。

第14問 正解 2

- 1 ○ 5類の類注において、毛皮は、5類には含まないこととされている（5類注1 (b)）。43類に属する。
- 2 × 9類の類注において、09.04項から09.10項までの異なる項の二以上の物品の混合物は、09.10項に属する（9類注1 (b)）。
- 3 ○ 44類の類注において、活性炭は、44類には含まないこととされている（44類注1 (d)）。小売用に包装されていない活性炭は38.02項に属する。
- 4 ○ 70類の類注において、義眼は、70類には含まないこととされている（70類注1 (f)）。90類に属する。
- 5 ○ 88類の類注において、同類の無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まないこととされている（88類注1）。95.03項に属する。

第15問 正解 4

- A a 大豆は12類に属する（関税率表12.01項）
b **播種用の小麦は12類に属さない**（10.01項）
c 食用の海藻は12類に属する（12.12項）
- B a 天然の鉱水は22類に属する（22.01項）
b **蒸留水は22類に属さない**（28.53項）
c 変性させてないエチルアルコールは22類に属する（22.07項または22.08項）
- C a 加硫したゴム製のコンベア用ベルトは40類に属する（40.10項）
b 乗用自動車に使用するゴム製の空気タイヤは40類に属する（40.11項）
c **ゴム製の水泳帽は、40類に属さない**（65.06項）
- D a 安全帽子（ヘルメット）は65類に属する（65.06項）
b 帽子用のあごひもは65類に属する（65.07項）
c **中古の帽子は65類に属さない**（63.09項）
- E a スポーツ用の散弾銃は93類に属する（93.03項）
b 狩猟用のライフルは93類に属する（93.03項）
c **爆薬は93類に属さない**（36.02項）

したがって、A-b，B-b，C-c，D-c，E-c となり，4が正解となる。

第16問 正解 5

経済連携協定に基づき **A国**の原産品とされるものを○、されないものを×とする。

- 1 × B国から輸入したB国で収穫したトマト（07.02項）を使用して、A国で生産されたトマトペースト（20.02項）は、**A国の原産品とはならない**。「品目別原産地規則」により、トマトペースト（20.02項）についてA国の原産品の資格を与える要件は、「生産において使用される7類のすべての材料が締約国において完全に得られるものであること。」とされている。トマト（07.02項）が締約国（A国）で得られていないので、トマトペーストはA国の原産品とはいえない。
- 2 × C国から輸入したC国で収穫したパイナップル（08.04項）を使用して、A国で生産されたパイナップルジュース（20.09項）は、**A国の原産品とはならない**。「品目別原産地規則」により、パイナップルジュース（20.09項）についてA国の原産品の資格を与える要件は、「第20.09項の産品への他の類の材料からの変更。ただし、パイナップル及びトマトが締約国において完全に得られるものであること。」とされている。パイナップルが締約国（A国）で得られていないので、パイナップルジュースはA国の原産品とはいえない。
- 3 × D国から輸入したD国で収穫したトマト（07.02項）を使用して、A国で生産されたトマトジュース（20.09項）は、**A国の原産品とはならない**。「品目別原産地規則」により、トマトジュース（20.09項）についてA国の原産品の資格を与える要件は、「第20.09項の産品への他の類の材料からの変更。ただし、パイナップル及びトマトが締約国において完全に得られるものであること。」とされている。トマトが締約国（A国）で得られていないので、トマトジュースはA国の原産品とはいえない。
- 4 × E国から輸入したE国で生産したトマトペースト（20.02項）を使用して、A国で生産されたトマトケチャップ（2103.20号）は、**A国の原産品とはならない**。「品目別原産地規則」により、トマトケチャップ（2103.20号）についてA国の原産品の資格を与える要件は、「第2103.20号の産品への他の号の材料からの変更（第7類又は第20類からの変更を除く。）」とされている。トマトペースト（20.02項）からの変更であれば、トマトケチャップはA国の原産品とはいえない。
- 5 ○ F国から輸入したF国で生産したマスタードの粉（2103.30号）を使用して、A国で生産された調製したマスタード（2103.30号）は、**A国の原産品となる**。「品目別原産地規則」により、マスタード（2103.30号）についてA国の原産品の資格を与える要件は、「第2103.30号の産品への他の号の材料からの変更。ただ

し、非原産材料のマスタードの粉は使用できる。」とされている。非原産材料のマスタードの粉を使用している場合は、同じ号からの変更であっても、**A国の原産品と認められる。**

第17問 正解 2

- 1 ○ 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（オーストラリア協定）に基づく締約国原産品申告書は、輸入貨物に係る輸入者が自ら作成することができる（関税法基本通達68-5-11の3(1)イ）。
- 2 × 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（ASEAN協定）においては、締約国原産地証明書により原産地の証明を行う。締約国原産品申告書により原産地の証明を行うことはできない（68-5-11(1)）。
- 3 ○ 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（EU協定）に基づく締約国原産品申告書は、輸入貨物に係る輸入者が自ら作成することができる（68-5-11の3(1)ハ）。
- 4 ○ 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（日米協定）に基づく締約国原産品申告書は、輸入貨物に係る輸入者が自ら作成することができる（68-5-11の3(1)ニ）。
- 5 ○ 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（英国協定）に基づく締約国原産品申告書は、輸入貨物に係る輸入者が自ら作成することができる（68-5-11の3(1)ホ）。